

特許協力条約

発信人 日本国特許庁（国際調査機関）

代理人 代里 任 様 あて名 〒〇〇〇〇-〇〇〇〇 日本国東京都〇〇区△△ 〇-〇-〇		P C T 国際調査報告及び国際調査機関の見解書 又は国際調査報告を作成しない旨の決定 の送付の通知書 (法施行規則第 41 条) [P C T 規則 44.1]	
		発送日 (日.月.年)	
出願人又は代理人 の書類記号 5678H		今後の手続きについては、下記 1 及び 4 を参照。	
国際出願番号 P C T / J P 2 0 0 7 / 9 9 9 9 9 9		国際出願日 (日.月.年) 0 1 . 0 8 . 2 0 0 7	
出願人（氏名又は名称） 株式会社パテント			

1. ☒ 国際調査報告及び国際調査機関の見解書が作成されたこと、及びこの送付書とともに送付することを、出願人に通知する。 P C T 19 条の規定に基づく補正書及び説明書の提出 出願人は、国際出願の請求の範囲を補正することができる（P C T 規則 46 参照）。 いつ 補正書の提出期間は、通常国際調査報告の送付の日から 2 月である。 どこへ 直接次の場所へ The International Bureau of WIPO 34, chemin des Colombettes 1211 Geneva 20, Switzerland Facsimile No.: +41 22 338 82 70 詳細な手続については、添付用紙の備考を参照すること。
2. ☐ 国際調査報告が作成されないこと、及び法第 8 条第 2 項（P C T 17 条 (2) (a)）の規定による国際調査報告を作成しない旨の決定及び国際調査機関の見解書をこの送付書とともに送付することを、出願人に通知する。
3. ☐ 法施行規則第 44 条（P C T 規則 40.2）に規定する追加手数料の納付に対する異議の申立てに関して、出願人に下記の点を通知する。 ☐ 異議の申立てと当該異議についての決定を、その異議の申し立てと当該異議についての決定の両方を指定官庁へ送付することを求める出願人の請求とともに、国際事務局へ送付した。 ☐ 当該異議についての決定は、まだ行われていない。決定されしだい出願人に通知する。
4. 今後の手続： 出願人は次の点に注意すること。 優先日から 1 8 月経過後、国際出願は国際事務局によりすみやかに国際公開される。出願人が公開の延期を望むときは、国際出願又は優先権の主張の取下げの通知が P C T 規則 90 の 2.1 及び 90 の 2.3 にそれぞれ規定されているように、国際公開の事務的な準備が完了する前に国際事務局に到達しなければならない。 いくつかの指定官庁については、出願人が国内段階の開始を優先日から 3 0 月まで（官庁によってはさらに遅くまで）延期することを望むときは、優先日から 1 9 月以内に、国際予備審査の請求書が提出されなければならない。そうでなければ、出願人はそれらの指定官庁に対して優先日から 2 0 月以内に、国内段階の開始のための所定の手続を取らなければならない。 その他の指定官庁については、1 9 月以内に国際予備審査の請求書が提出されない場合にも、3 0 月の（あるいはさらに遅い）期限が適用される。 様式 PCT/IB/301 の付属書類を参照。個々の指定官庁で適用される期限の詳細については、P C T 出願人の手引、第 II 巻、国内段階および W I P O インターネットサイトを参照。

名称及びあて名 日本国特許庁（I S A / J P） 郵便番号 1 0 0 - 8 9 1 5 東京都千代田区霞が関三丁目 4 番 3 号	権限のある職員	2 K	3 4 0 0
	特 許 庁 長 官 電話番号 0 3 - 3 5 8 1 - 1 1 0 1 内線 3 1 1 3		

特許協力条約

P C T

国際調査報告

(法 8 条、法施行規則第 40、41 条)
〔P C T 18 条、P C T 規則 43、44〕

出願人又は代理人 の書類記号 5678H	今後の手続きについては、様式 P C T / I S A / 2 2 0 及び下記 5 を参照すること。	
国際出願番号 P C T / J P 2 0 0 7 / 9 9 9 9 9	国際出願日 (日.月.年) 0 1 . 0 8 . 2 0 0 7	優先日 (日.月.年) 3 0 . 0 8 . 2 0 0 6
出願人 (氏名又は名称) 株式会社パテント		

国際調査機関が作成したこの国際調査報告を法施行規則第41条 (P C T 18条) の規定に従い出願人に送付する。
この写しは国際事務局にも送付される。

この国際調査報告は、全部で 6 ページである。

☐ この調査報告に引用された先行技術文献の写しも添付されている。

1. 国際調査報告の基礎

a. 言語に関し、この国際調査は以下のものに基づき行った。

☒ 出願時の言語による国際出願

☐ 出願時の言語から国際調査のための言語である _____ 語に翻訳された、
この国際出願の翻訳文 (P C T 規則12.3(a)及び23.1(b))

b. ☐ この国際調査報告は、P C T 規則91の規定により国際調査機関が認めた又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した (P C T 規則43.6の2(a))。

c. ☐ この国際出願は、ヌクレオチド又はアミノ酸配列を含んでいる (第 I 欄参照)。

2. ☒ 請求の範囲の一部の調査ができない (第 II 欄参照)。

3. ☒ 発明の単一性が欠如している (第 III 欄参照)。

塩基配列又はアミノ酸配列が開示されている場合にチェックし、第 I 欄に必要事項を記入する。

4. 発明の名称は ☒ 出願人が提出したものを承認する。

☐ 次に示すように国際調査機関が作成した。

5. 要約は ☐ 出願人が提出したものを承認する。

☒ 第IV欄に示されているように、法施行規則第47条第1項 (P C T 規則38.2) の規定により国際調査機関が作成した。出願人は、この国際調査報告の発送の日から 1 月以内にこの国際調査機関に意見を提出することができる。

6. 図面に関して

a. 要約書とともに公表される図は、

第 7 図とする。 ☒ 出願人が示したとおりである。

☐ 出願人は図を示さなかったため、国際調査機関が選択した。

☐ 本図は発明の特徴を一層よく表しているため、国際調査機関が選択した。

b. ☐ 要約とともに公表される図はない。

第Ⅱ欄 請求の範囲の一部の調査ができないときの意見（第1ページの2の続き）

法第8条第3項（PCT第17条(2)(a)）の規定により、この国際調査報告は次の理由により請求の範囲の一部について作成しなかった。

1. ☒ 請求の範囲 8 は、この国際調査機関が調査することを要しない対象に係るものである。
つまり、
請求の範囲8は、事業活動に関する計画そのものであり、PCT第17条(2)(a)(i)及びPCT規則39.1(v)の規定により、この国際調査機関が調査することを要しない対象に係るものである。
2. ☐ 請求の範囲 は、有意義な国際調査をすることができる程度まで所定の要件を満たしていない国際出願の部分に係るものである。つまり、
3. ☐ 請求の範囲 は、従属請求の範囲であってPCT規則6.4(a)の第2文及び第3文の規定に従って記載されていない。← 日本国特許庁では本項を使用しない。

第Ⅲ欄 発明の単一性が欠如しているときの意見（第1ページの3の続き）

次に述べるようにこの国際出願に二以上の発明があるところの国際調査機関は認めた。

請求の範囲1-7、9-15に係る発明は、×××に関するものである。
請求の範囲16-20に係る発明は、***装置に関するものである。

1. ☒ 出願人が必要な追加調査手数料をすべて期間内に納付したので、この国際調査報告は、すべての調査可能な請求の範囲について作成した。
2. ☐ 追加調査手数料を要求するまでもなく、すべての調査可能な請求の範囲について調査することができたので、追加調査手数料の納付を求めなかった。
3. ☐ 出願人が必要な追加調査手数料を一部のみしか期間内に納付しなかったので、この国際調査報告は、手数料の納付のあった次の請求の範囲のみについて作成した。
4. ☐ 出願人が必要な追加調査手数料を期間内に納付しなかったので、この国際調査報告は、請求の範囲の最初に記載されている発明に係る次の請求の範囲について作成した。

追加調査手数料の異議の申立てに関する注意

- ☒ 追加調査手数料及び、該当する場合には、異議申立手数料の納付と共に、出願人から異議申立てがあった。
- ☐ 追加調査手数料の納付と共に出願人から異議申立てがあったが、異議申立手数料が納付命令書に示した期間内に支払われなかった。
- ☐ 追加調査手数料の納付はあったが、異議申立てはなかった。

日本国特許庁では本項を使用しない。

第IV欄 要約（第1ページの5の続き）

本発明は、加入者に付与された加入者番号、電話機に付与された機器番号、網の電話機接続端子に付与された加入者線番号の対応表を網内の記憶回路に保持することにより、加入者が、電話機がどこに移動しても、自らの加入者番号でその電話機で着呼を受けることができるようにしたものである。

対応表によって、加入者番号に対応して登録してある電話機の番号と、その機器が現在接続されている加入者番号とが対応づけられており、加入者番号による接続要求があったときは、この対応表を参照して、その加入者番号について登録された電話機が現在接続されている加入者線番号を読み出し、接続制御を行って、その加入者番号に登録された電話への接続を行う。

A. 発明の属する分野の分類 (国際特許分類 (I P C))

Int.Cl. H04M3/00(2006.01)i

B. 調査を行った分野

調査を行った最小限資料 (国際特許分類 (I P C))

Int.Cl. H04M3/00

最小限資料以外の資料で調査を行った分野に含まれるもの

日本国実用新案公報	1 9 2 2 - 1 9 9 6 年
日本国公開実用新案公報	1 9 7 1 - 2 0 0 8 年
日本国実用新案登録公報	1 9 9 6 - 2 0 0 8 年
日本国登録実用新案公報	1 9 9 4 - 2 0 0 8 年

旧実の付与前異議 (公告)

旧実の公開公報

新実の登録公報

旧実の付与後異議 (登録公報)

国際調査で使用した電子データベース (データベースの名称、調査に使用した用語)

CA(STN), [?root?*74/SX]

C. 関連すると認められる文献

引用文献の カテゴリー*	引用文献名 及び一部の箇所が関連するときは、その関連する箇所の表示	関連する 請求の範囲の番号
X	JP 2006-987654 A (有限会社発明)	1-7
Y	2006.07.12, 段落【0026】 - 【0030】, 第7図	9-13
A	& US 6543210 A, 第5欄, 第5-30行, 第7図	14-15
Y	JP 2005-599999 A (パテント・インコーポレイテッド) 2005.06.14, 請求項1, 第1図 & WO 2003/399999 A1	9-13

パテントファミリー用別紙を使って
パテントファミリー情報を記載する
場合にチェックする。

☒ C欄の続きにも文献が列挙されている。☐ パテントファミリーに関する別紙を参照。

* 引用文献のカテゴリー

「A」特に関連のある文献ではなく、一般的技術水準を示すもの
「E」国際出願日前の出願または特許であるが、国際出願日以後に公表されたもの
「L」優先権主張に疑義を提起する文献又は他の文献の発行日若しくは他の特別な理由を確立するために引用する文献 (理由を付す)
「O」口頭による開示、使用、展示等に言及する文献
「P」国際出願日前で、かつ優先権の主張の基礎となる出願

の日の後に公表された文献
「T」国際出願日又は優先日後に公表された文献であって出願と矛盾するものではなく、発明の原理又は理論の理解のために引用するもの
「X」特に関連のある文献であって、当該文献のみで発明の新規性又は進歩性がないと考えられるもの
「Y」特に関連のある文献であって、当該文献と他の1以上の文献との、当業者にとって自明である組合せによって進歩性がないと考えられるもの
「&」同一パテントファミリー文献

国際調査を完了した日

2 0 . 1 0 . 2 0 0 7

国際調査報告の発送日

国際調査機関の名称及びあて先

日本国特許庁 (I S A / J P)

郵便番号 1 0 0 - 8 9 1 5

東京都千代田区霞が関三丁目4番3号

特許庁審査官 (権限のある職員)

新崎 純

2 K

3 4 0 0

電話番号 0 3 - 3 5 8 1 - 1 1 0 1 内線 3 1 1 3

C (続き) . 関連すると認められる文献		
引用文献の カテゴリー*	引用文献名 及び一部の箇所が関連するときは、その関連する箇所の表示	関連する 請求の範囲の番号
E, X	US 6123456 A (PATENT INNOVATION COMPANY) 2007.08.31, 全文, 第 1-2 図 & DE 5123456 A1 & FR 3123456 A1	1-3
A	JP 4321567 B2 (パテマル株式会社) 2002.02.20, 全文, 第 1 図 (ファミリーなし)	1-7, 9-15
A	日本国実用新案登録出願 4-12222 号 (日本国実用新案登録出願公開 5-23333 号) の願書に添付した明細書及び図面の内容を記録した CD-ROM (特許工業株式会社) 1993.10.12, 全文, 第 1-3 図 (ファミリーなし)	16-20

※パテントファミリーの別の記載形式
第２ページC欄に「引用文献 & ファミリーメンバー」の形で記載するかわりに、パテントファミリー用別紙に引用文献とそのファミリーメンバーをまとめて記載してもよい。

JP 2006-987654 A	2006. 07. 12	US 6543210 A
JP 2005-599999 A	2005. 06. 14	WO 2003/399999 A1
US 6123456 A	2007. 08. 31	DE 5123456 A1 FR 3123456 A1
JP 4321567 B2	2002. 02. 20	ファミリーなし
JP 5-23333 U	1993. 10. 12	ファミリーなし

請求の範囲7は、「電話機がどこに移動しても着呼を受けることができる」という所望の特性を有するあらゆる××システムを包含するものであるが、PCT第5条の意味において開示されているのは、明細書に記載された特定の接続制御手段を備えた××システムのみであり、PCT第6条の意味での裏付けを欠いている。

よって、調査は、明細書に裏付けられ、開示されている範囲、すなわち、明細書に具体的に記載されている特定の接続制御手段を備えた××システムについて行った。

特 許 協 力 条 約

発信人 日本国特許庁（国際調査機関）

代理人 代理 任 様 あて名 〒〇〇〇〇－〇〇〇〇 日本国東京都〇〇区△△ 〇－〇－〇		P C T 国際調査機関の見解書 (法施行規則第 40 条の 2) 〔 P C T 規則 43 の 2.1 〕	
出願人又は代理人 の書類記号 5678H		発送日 (日. 月. 年)	
国際出願番号 P C T / J P 2 0 0 7 / 9 9 9 9 9 9		国際出願日 (日. 月. 年) 0 1 . 0 8 . 2 0 0 7	優先日 (日. 月. 年) 3 0 . 0 8 . 2 0 0 6
国際特許分類 (I P C) Int.Cl. H04M3/00(2006. 01) i			
出願人 (氏名又は名称) 株式会社パテント			

1. この見解書は次の内容を含む。 ☒ 第 I 欄 見解の基礎 ☒ 第 II 欄 優先権 ☒ 第 III 欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成 ☒ 第 IV 欄 発明の単一性の欠如 ☒ 第 V 欄 P C T 規則 43 の 2.1(a) (i) に規定する新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解、それを裏付けるための文献及び説明 ☒ 第 VI 欄 ある種の引用文献 ☒ 第 VII 欄 国際出願の不備 ☒ 第 VIII 欄 国際出願に対する意見
2. 今後の手続き 国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関が P C T 規則 66.1 の 2(b) の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。 この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式 P C T / I S A / 2 2 0 を送付した日から 3 月又は優先日から 2 2 月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。 さらなる選択肢は、様式 P C T / I S A / 2 2 0 を参照すること。
3. さらなる詳細は、様式 P C T / I S A / 2 2 0 の備考を参照すること。

見解書を作成した日 2 0 . 1 0 . 2 0 0 7			
名称及びあて先 日本国特許庁 (I S A / J P) 郵便番号 1 0 0 - 8 9 1 5 東京都千代田区霞が関三丁目 4 番 3 号	特許庁審査官 (権限のある職員) 新崎 純 電話番号 0 3 - 3 5 8 1 - 1 1 0 1 内線 3 1 1 3	2 K	3 4 0 0

第 I 欄 見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。

☒ 出願時の言語による国際出願

☐ 出願時の言語から国際調査のための言語である _____ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文
(PCT規則12.3(a)及び23.1(b))

2. ☐ この見解書は、PCT規則 91 の規定により国際調査機関が認めた又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した (PCT規則 43 の 2.1(b))。

3. この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、以下に基づき見解書を作成した。

a. タイプ ☐ 配列表

☐ 配列表に関連するテーブル

b. フォーマット ☐ 紙形式

☐ 電子形式

c. 提出時期 ☐ 出願時の国際出願に含まれていたもの

☐ この国際出願と共に電子形式により提出されたもの

☐ 出願後に、調査のために、この国際調査機関に提出されたもの

4. ☐ さらに、配列表又は配列表に関連するテーブルを提出した場合に、出願後に提出した配列若しくは追加して提出した配列が出願時に提出した配列と同一である旨、又は、出願時の開示を超える事項を含まない旨の陳述書の提出があった。

5. 補足意見：

第Ⅱ欄 優先権

1. ☒ 国際調査機関が優先権主張の基礎となる先の出願の写し、又は、要求される場合には、先の出願の翻訳文を受領しなかったため、優先権主張の有効性を検討しなかった。しかしながら、出願人の主張する優先日が基準日であると仮定してこの見解書を作成した（PCT規則43の2.1及び64.1）。
2. ☐ この見解書は、優先権の主張が無効であると認められるので、優先権の主張がされなかったものとして作成した（PCT規則43の2.1及び64.1）。したがって、この見解書においては、上記国際出願日を基準日とする。
3. 追加の意見（必要ならば）

第Ⅲ欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成

次に関して、当該請求の範囲に記載されている発明の新規性、進歩性又は産業上の利用可能性につき、次の理由により審査しない。

☐ 国際出願全体

☒ 請求の範囲 8

理由：

☒ この国際出願又は請求の範囲 8 は国際調査をすることを要しない次の事項を内容としている（具体的に記載すること）。

事業活動に関する計画そのものである。

☐ 明細書、請求の範囲若しくは図面（次に示す部分）又は請求の範囲 の記載が不明確であるため、見解を示すことができない（具体的に記載すること）。

☐ 全部の請求の範囲又は請求の範囲 が、明細書による十分な裏付けを欠くため、見解を示すことができない（具体的に記載すること）。

日本国特許庁ではこの項目は使用しない。

☒ 請求の範囲 8 について、国際調査報告が作成されていない。

☐ 入手可能な配列表が存在せず、有意義な見解を示すことができなかった。
出願人は所定の期間内に、

☐ 実施細則の附属書Cに定める基準を満たす紙形式の配列表を提出しなかったため、国際調査機関は、認められた形式及び方法で配列表を入手することができなかった。

☐ 実施細則の附属書Cに定める基準を満たす電子形式の配列表を提出しなかったため、国際調査機関は、認められた形式及び方法で配列表を入手することができなかった。

☐ P C T 規則13の3.1(a)又は(b)に基づく命令に応じた、要求された配列表の遅延提出手数料を支払わなかった。

☐ 入手可能な配列表に関連するテーブルが存在しないため、有意義な見解を示すことができなかった。すなわち、出願人が、所定の期間内に、実施細則の附属書Cの2に定める技術的な要件を満たす電子形式のテーブルを提出しなかったため、国際調査機関は、認められた形式及び方法でテーブルを入手することができなかった。

☐ ヌクレオチド又はアミノ酸の配列表に関連するテーブルが電子形式のみで提出された場合において、当該テーブルが、実施細則の附属書Cの2に定める技術的な要件を満たしていない。

☐ 詳細については補充欄を参照すること。

第IV欄 発明の単一性の欠如

1. ☒ 追加手数料の納付命令書（様式PCT/ISA/206）に対して、出願人は、規定期間内に、

☐ 追加手数料を納付した。

☒ 追加手数料及び、該当する場合には、異議申立手数料の納付と共に、異議を申し立てた。

☐ 追加手数料の納付と共に異議を申し立てたが、規定の異議申立手数料を支払わなかった。

☐ 追加手数料を納付しなかった。

日本国特許庁ではこの項目は使用しない。

2. ☐ 国際調査機関は、発明の単一性の要件を満たしていないと判断したが、追加手数料の納付を出願人に求めないこととした。

3. 国際調査機関は、PCT規則 13.1、13.2 及び 13.3 に規定する発明の単一性を次のように判断する。

☐ 満足する。

☒ 以下の理由により満足しない。

請求の範囲 1-7, 9-15 に係る発明は、×××に関するものである。

請求の範囲 16-20 に係る発明は、***装置に関するものである。

4. したがって、国際出願の次の部分について、この見解書を作成した。

☐ すべての部分

☒ 請求の範囲 1-7, 9-20 に関する部分

第Ⅴ欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての P C T 規則 43 の 2.1(a) (i) に定める見解、それを裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求の範囲	9-20	有
	請求の範囲	1-7	無
進歩性 (I S)	請求の範囲	14-20	有
	請求の範囲	1-7, 9-13	無
産業上の利用可能性 (I A)	請求の範囲	1-7, 9-20	有
	請求の範囲		無

2. 文献及び説明

文献 1 : JP 2006-987654 A (有限会社発明)

2006. 07. 12, 段落【0026】-【0030】, 第 7 図

& US 6543210 A, 第 5 欄, 第 5-30 行, 第 7 図

文献 2 : JP 2005-599999 A (パテント・インコーポレイテッド)

2005. 06. 14, 請求項 1, 第 1 図

& WO 2003/399999 A1

文献 3 : JP 4321567 B2 (パテマル株式会社)

2002. 02. 20, 全文, 第 1 図

文献 4 : 日本国実用新案登録出願 4-12222 号 (日本国実用新案登録出願

公開 5-23333 号) の願書に添付した明細書及び図面の内容を記

録した CD-ROM (特許工業株式会社) 1993. 10. 12,

全文, 第 1-3 図

請求の範囲 1-7 に係る発明は、国際調査報告で引用された文献 1 の段落【0026】-【0030】及び第 7 図に記載されているので、新規性、進歩性を有しない。

請求の範囲 9-13 に係る発明は、文献 1 と国際調査報告で引用された文献 2 (請求項 1、第 1 図) とにより進歩性を有しない。文献 2 に記載された竜骨の前部の位置に、文献 1 に記載の装置を搭載することは、当業者にとって容易である。

請求の範囲 14-20 に係る発明は、国際調査報告に引用されたいずれの文献にも記載されておらず、当業者にとって自明なものでもない。

第VI欄 ある種の引用文献

1. ある種の公表された文書(P C T 規則 43 の 2.1 及び 70.10)

出願番号 特許番号	公知日 (日. 月. 年)	出願日 (日. 月. 年)	優先日 (有効な優先権の主張) (日. 月. 年)
US 6123456 A 「E, X」	31. 08. 2007	15. 04. 2007	15. 04. 2006

2. 書面による開示以外の開示(P C T 規則43の2.1及び70.9)

書面による開示以外の開示の種類	書面による開示以外の開示の日付 (日. 月. 年)	書面による開示以外の開示に言及している 書面の日付 (日. 月. 年)
-----------------	------------------------------	--

第Ⅶ欄 国際出願の不備

この国際出願の形式又は内容について、次の不備を発見した。

第 12 頁第 12 行の「▽▽▽」の記載は、学術用語ではない。

第Ⅷ欄 国際出願に対する意見

請求の範囲、明細書及び図面の明瞭性又は請求の範囲の明細書による十分な裏付についての意見を次に示す。

請求の範囲 7 は、明細書によって十分に裏付けされていない。

第 3 図は不明瞭である。すなわち、請求の範囲 7 の発明を適切に図解していない。

特 許 協 力 条 約

発信人 日本国特許庁（国際調査機関）

出願人代理人

代理 任

様

あて名

〒 ○○○-○○○○

日本国東京都□□区△△

○-○-○

P C T

先の調査等の結果の利用状況に関する通知書

（法施行規則第 50 条）
〔 P C T 規則 16.3 及び 41.1 〕

発送日
（日.月.年）

出願人又は代理人
の書類記号 5678H

通 知

国際出願番号
P C T / J P 2 0 0 7 / 9 9 9 9 9 9

国際出願日
（日.月.年） 0 1 . 0 8 . 2 0 0 7

出願人（氏名又は名称）
株式会社パテント

先の国際出願又は願書に表示された国内出願の出願番号

- ☐ P C T / /
- ☒ 特願 2 0 0 6 - × × × × × ×
- ☐ 実願 -

利 用 状 況

1. ☒ 先の調査等の結果の相当部分を利用することができる。
2. ☐ 上記 1 に該当しない。

名称及びあて名
日本国特許庁（I S A / J P）
郵便番号 1 0 0 - 8 9 1 5
東京都千代田区霞が関三丁目 4 番 3 号

権限のある職員
特 許 庁 長 官
電話番号 0 3 - 3 5 8 1 - 1 1 0 1 内線

2 K 3 4 0 0

特 許 協 力 条 約

発信人 日本国特許庁（国際予備審査機関）

代理人 代 理 人 様 あて名 〒〇〇〇-〇〇〇〇 日本国東京都〇〇区△△ 〇-〇-〇		P C T 特許性に関する国際予備報告（特許協力条約第二章）の 送付の通知書 (法施行規則第 57 条) 〔 P C T 規則 71.1 〕 発送日 (日. 月. 年)	
出願人又は代理人 の書類記号 5678H		重要な通知	
国際出願番号 P C T / J P 2 0 0 7 / 9 9 9 9 9 9	国際出願日 (日. 月. 年) 0 1 . 0 8 . 2 0 0 7	優先日 (日. 月. 年) 3 0 . 0 8 . 2 0 0 6	
出願人（氏名又は名称） 株式会社パテント			
1. 国際予備審査機関は、この国際出願に関して特許性に関する国際予備報告及び付属書類が作成されている場合には、それらをこの送付書とともに送付することを、出願人に通知する。 2. 国際予備報告及び付属書類が作成されている場合には、すべての選択官庁に通知するために、それらの写しを国際事務局に送付する。 3. 選択官庁から要求があったときは、国際事務局は国際予備報告（付属書類を除く）の英語の翻訳文を作成し、それをその選択官庁に送付する。 4. 注 意 出願人は、各選択官庁に対し優先日から 3 0 月以内に（官庁によってはもっと遅く）所定の手続（翻訳文の提出及び国内手数料の支払い）をしなければならない（P C T 39 条（1））（様式 P C T / I B / 3 0 1 とともに国際事務局から送付された注を参照）。 国際出願の翻訳文が選択官庁に提出された場合には、その翻訳文は、特許性に関する国際予備報告の付属書類の翻訳文を含まなければならない。この翻訳文を作成し、関係する選択官庁に直接送付するのは出願人の責任である。 選択官庁が適用する期間及び要件の詳細については、P C T 出願人の手引き第Ⅱ巻を参照すること。 出願人は P C T 第 33 条(5)に注意する。すなわち、P C T 第 33 条(2)から(4)までに規定する新規性、進歩性及び産業上利用可能性の基準は国際予備審査にのみ用いるものであり、締約国は、請求の範囲に記載されている発明が自国において特許を受けることができる発明であるかどうかを決定するに当たっては、追加の又は異なる基準を適用することができる（P C T 第 27 条(5)も併せて参照）。そのような追加の基準は、例えば、実施可能要件や特許請求の範囲の明確性又は裏付け要件を、特許要件から免除することを含む。			

名称及びあて名 日本国特許庁（I P E A / J P） 郵便番号 1 0 0 - 8 9 1 5 東京都千代田区霞が関三丁目 4 番 3 号	権限のある職員 特 許 庁 長 官 電話番号 0 3 - 3 5 8 1 - 1 1 0 1 内線 3 1 1 3	2 K	3 4 0 0

特 許 協 力 条 約

P C T

特許性に関する国際予備報告（特許協力条約第二章）

（法第 12 条、法施行規則第 56 条）
〔 P C T 36 条及び P C T 規則 70 〕

出願人又は代理人 の書類記号 5678H	今後の手続きについては、様式 P C T / I P E A / 4 1 6 を参照すること。	
国際出願番号 P C T / J P 2 0 0 7 / 9 9 9 9 9	国際出願日 (日. 月. 年) 0 1 . 0 8 . 2 0 0 7	優先日 (日. 月. 年) 3 0 . 0 8 . 2 0 0 6
国際特許分類 (I P C) Int.Cl. H04M3/00 (2006. 01) i		
出願人 (氏名又は名称) 株式会社パテント		

1. この報告書は、P C T 35 条に基づきこの国際予備審査機関で作成された国際予備審査報告である。 法施行規則第 57 条 (P C T 36 条) の規定に従い送付する。			
2. この国際予備審査報告は、この表紙を含めて全部で 9 ページからなる。			
3. この報告には次の附属物件も添付されている。			
a. ☒ 附属書類は全部で 1 0 ページである。			
☒ 補正されて、この報告の基礎とされた及び／又はこの国際予備審査機関が認めた訂正を含む明細書、請求の範囲及び／又は図面の用紙 (P C T 規則 70. 16 及び実施細則第 607 号参照)			
☐ 第 I 欄 4. 及び補充欄に示したように、出願時における国際出願の開示の範囲を超えた補正を含むものとこの国際予備審査機関が認定した差替え用紙			
b. ☐ 配列表に関する補充欄に示され、電子形式のみで提出された、配列表又は配列表に関連するテーブルを含む電子媒体は全部で (電子媒体の種類、数を示す)。 (実施細則第 802 号参照)			
4. この国際予備審査報告は、次の内容を含む。			
☒	第 I 欄	国際予備審査報告の基礎	
☒	第 II 欄	優先権	
☒	第 III 欄	新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての国際予備審査報告の不作成	
☒	第 IV 欄	発明の単一性の欠如	
☒	第 V 欄	P C T 35 条 (2) に規定する新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解、それを裏付けるための文献及び説明	
☒	第 VI 欄	ある種の引用文献	
☒	第 VII 欄	国際出願の不備	
☒	第 VIII 欄	国際出願に対する意見	

国際予備審査の請求書を受理した日 0 1 . 0 6 . 2 0 0 8	国際予備審査報告を作成した日 0 1 . 1 1 . 2 0 0 8		
名称及びあて先 日本国特許庁 (I P E A / J P) 郵便番号 1 0 0 - 8 9 1 5 東京都千代田区霞が関三丁目 4 番 3 号	特許庁審査官 (権限のある職員) 新崎 純	2 K	3 4 0 0
	電話番号 0 3 - 3 5 8 1 - 1 1 0 1 内線 3 1 1 3		

様式 P C T / I P E A / 4 0 9 (表紙) (2007 年 4 月)

第 I 欄 報告の基礎

1. 言語に関し、この予備審査報告は以下のものを基礎とした。

- ☒ 出願時の言語による国際出願
- ☐ 出願時の言語から次の目的のための言語である _____ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文
- ☐ 国際調査 (PCT 規則 12.3(a) 及び 23.1(b))
- ☐ 国際公開 (PCT 規則 12.4(a))
- ☐ 国際予備審査 (PCT 規則 55.2(a) 又は 55.3(a))

2. この報告は下記の出願書類を基礎とした。(法第 6 条 (PCT 14 条) の規定に基づく命令に応答するために提出された差替え用紙は、この報告において「出願時」とし、この報告に添付していない。)

☐ 出願時の国際出願書類

☒ 明細書

第 1-9, 11-32 _____ ページ、出願時に提出されたもの

第 10, 10/1, 10/2 _____ ページ*、 01. 06. 2008 付けで国際予備審査機関が受理したもの

第 33-38 _____ ページ*、 20. 09. 2008 付けで国際予備審査機関が受理したもの

☒ 請求の範囲

第 1-7, 11-15 _____ 項、出願時に提出されたもの

第 8-10, 16-20 _____ 項*、PCT 19 条の規定に基づき補正されたもの

第 _____ 項*、 _____ 付けで国際予備審査機関が受理したもの

第 _____ 項*、 _____ 付けで国際予備審査機関が受理したもの

☒ 図面

第 1-7 _____ ページ/図、出願時に提出されたもの

第 _____ ページ/図*、 _____ 付けで国際予備審査機関が受理したもの

第 _____ ページ/図*、 _____ 付けで国際予備審査機関が受理したもの

☐ 配列表又は関連するテーブル

配列表に関する補充欄を参照すること。

塩基配列又はアミノ酸配列が開示されている場合にチェックし、補充欄に必要事項を記入する。

3. ☒ 補正により、下記の書類が削除された。

- ☐ 明細書 第 _____ ページ
- ☐ 請求の範囲 第 _____ 項
- ☒ 図面 第 8 _____ ページ/図
- ☐ 配列表 (具体的に記載すること) _____
- ☐ 配列表に関連するテーブル (具体的に記載すること) _____

4. ☐ この報告は、補充欄に示したように、この報告に添付されかつ以下に示した補正が出願時における開示の範囲を超えてされたものと認められるので、その補正がされなかったものとして作成した。(PCT 規則 70.2(c))

- ☐ 明細書 第 _____ ページ
- ☐ 請求の範囲 第 _____ 項
- ☐ 図面 第 _____ ページ/図
- ☐ 配列表 (具体的に記載すること) _____
- ☐ 配列表に関連するテーブル (具体的に記載すること) _____

5. ☐ この報告は、PCT 規則 91 の規定により国際予備審査機関が認めた又は国際予備審査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した (PCT 規則 70.2(e))。

* 4. に該当する場合、その用紙に "superseded" と記入されることがある。

第Ⅱ欄 優先権

1. ☒ この報告は、次の書類が所定の期間内に提出されなかったので、優先権の主張がされなかったものとして作成した。
- ☐ 優先権の主張の基礎となる先の出願の写し（P C T規則 66.7(a)）
- ☒ 優先権の主張の基礎となる先の出願の翻訳文（P C T規則 66.7(b)）
2. ☐ この報告は、優先権の主張が無効であると認められるので、優先権の主張がされなかったものとして作成した。（P C T規則64.1）
- したがって、この報告においては、上記国際出願日を基準日とする
3. 追加の意見（必要ならば）

第Ⅲ欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成

次に関して、当該請求の範囲に記載されている発明の新規性、進歩性又は産業上の利用可能性につき、次の理由により審査しない。

☐ 国際出願全体

☒ 請求の範囲 8-10

理由：

☒ この国際出願又は請求の範囲 8 は、国際予備審査をすることを要しない次の事項を内容としている（具体的に記載すること）。

請求の範囲 8 は、コンピュータプログラム言語により表現されたプログラムリストであり、情報の単なる提示に該当する。

☒ 明細書、請求の範囲若しくは図面（次に示す部分）又は請求の範囲 9-10 の記載が、不明確であるため、見解を示すことができない（具体的に記載すること）。

用語「??？」は普通に用いられているものでもなく、明細書中にも定義されていない。

☐ 全部の請求の範囲又は請求の範囲 が、明細書による十分な裏付けを欠くため、見解を示すことができない（具体的に記載すること）。

日本国特許庁ではこの項目は使用しない。

☒ 請求の範囲 8 について、国際調査報告が作成されていない。

☐ 入手可能な配列表が存在せず、有意義な見解を示すことができなかった。

出願人は所定の期間内に、

☐ 実施細則の附属書Cに定める基準を満たす紙形式の配列表を提出しなかったため、国際予備審査機関は、認められた形式及び方法で配列表を入手することができなかった。

☐ 実施細則の附属書Cに定める基準を満たす電子形式の配列表を提出しなかったため、国際予備審査機関は、認められた形式及び方法で配列表を入手することができなかった。

☐ PCT規則13の3.1(a)又は(b)及び13の3.2に基づく命令に応じた、要求された配列表の遅延提出手数料を支払わなかった。

☐ 入手可能な配列表に関連するテーブルが存在しないため、有意義な見解を示すことができなかった。すなわち、出願人が、所定の期間内に、実施細則の附属書Cの2に定める技術的な要件を満たす電子形式のテーブルを提出しなかったため、国際予備審査機関は、認められた形式及び方法でテーブルを入手することができなかった。

☐ ヌクレオチド又はアミノ酸の配列表に関連するテーブルが電子形式のみで提出された場合において、当該テーブルが、実施細則の附属書Cの2に定める技術的な要件を満たしていない。

☐ 詳細については補充欄を参照すること。

第IV欄 発明の単一性の欠如

1. ☒ 請求の範囲の減縮又は追加手数料の納付命令書に対して、出願人は、規定期間内に、
- ☐ 請求の範囲を減縮した。
 - ☐ 追加手数料を納付した。
 - ☐ 追加手数料及び、該当する場合には、異議申立手数料の納付と共に、異議を申し立てた。
 - ☐ 追加手数料の納付と共に異議を申し立てたが、規定の異議申立手数料を支払わなかった。
 - ☒ 請求の範囲の減縮も、追加手数料の納付もしなかった。
2. ☐ 国際予備審査機関は、次の理由により発明の単一性の要件を満たしていないと判断したが、PCT規則68.1の規定に従い、請求の範囲の減縮及び追加手数料の納付を出願人に求めないこととした。
3. 国際予備審査機関は、PCT規則 13.1、13.2 及び 13.3 に規定する発明の単一性を次のように判断する。
- ☐ 満足する。
 - ☒ 以下の理由により満足しない。

日本国特許庁ではこの項目は使用しない。

請求の範囲 1-7, 11-15 に係る発明は、×××に関するものである。
請求の範囲 16-20 に係る発明は、***装置に関するものである。

4. したがって、国際出願の次の部分について、この報告を作成した。

☐ すべての部分

☒ 請求の範囲 1-7, 11-15 に関する部分

第V欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての法第12条（PCT35条(2)）に定める見解、それを裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性（N）	請求の範囲	11-15	有
	請求の範囲	1-7	無
進歩性（I S）	請求の範囲	14-15	有
	請求の範囲	1-7, 11-13	無
産業上の利用可能性（I A）	請求の範囲	1-7, 11-15	有
	請求の範囲		無

2. 文献及び説明（PCT規則70.7）

- 文献1：JP 2006-987654 A（有限会社発明）
2006. 07. 12, 段落【0026】－【0030】，第7図
& US 6543210 A, 第5欄, 第5-30行, 第7図
- 文献2：JP 2005-599999 A（パテント・インコーポレイテッド）
2005. 06. 14, 請求項1, 第1図
& WO 2003/399999 A1
- 文献3：JP 4321567 B2（パテマル株式会社）
2002. 02. 20, 全文, 第1図
- 文献4：日本国実用新案登録出願4-12222号（日本国実用新案登録出願公開5-23333号）の願書に添付した明細書及び図面の内容を記録したCD-ROM（特許工業株式会社）1993. 10. 12,
全文, 第1-3図

請求の範囲 1-7 に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1の段落【0026】－【0030】及び第7図に記載されているので、新規性、進歩性を有しない。

請求の範囲 11-13 に係る発明は、文献1と国際調査報告で引用された文献2（請求項1、第1図）とにより進歩性を有しない。文献2に記載された竜骨の前部の位置に、文献1に記載の装置を搭載することは、当業者にとって容易である。

請求の範囲 14-15 に係る発明は、国際調査報告に引用されたいずれの文献にも記載されておらず、当業者にとって自明なものでもない。

第VI欄 ある種の引用文献

1. ある種の公表された文書（PCT規則 70.10）

出願番号 特許番号	公知日 (日. 月. 年)	出願日 (日. 月. 年)	優先日（有効な優先権の主張） (日. 月. 年)
US 6123456 A 「E, X」	31. 08. 2007	15. 04. 2007	15. 04. 2006

2. 書面による開示以外の開示（PCT規則 70.9）

書面による開示以外の開示の種類	書面による開示以外の開示の日付 (日. 月. 年)	書面による開示以外の開示に言及している 書面の日付（日. 月. 年）
-----------------	------------------------------	---------------------------------------

第Ⅶ欄 国際出願の不備

この国際出願の形式又は内容について、次の不備を発見した。

第 12 頁第 12 行の「▽▽▽」の記載は、学術用語ではない。

第Ⅷ欄 国際出願に対する意見

請求の範囲、明細書及び図面の明瞭性又は請求の範囲の明細書による十分な裏付についての意見を次に示す。

請求の範囲 7 は、明細書によって十分に裏付けされていない。

第 3 図は不明瞭である。すなわち、請求の範囲 7 の発明を適切に図解していない。